



鳥取県公報

平成 24 年 8 月 7 日 (火)
第 8 4 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (567) (経済通商総室) 2
	中海干拓農地の貸付料の徴収事務の委託 (568) (農地・水保全課) 2
	地籍調査に関する事業計画の変更 (569) (〃) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (570) (東部総合事務所県民局) 3
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (571) (西部総合事務所福祉保健局) 4
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (中部総合事務所県土整備局) 4
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5

告 示

鳥取県告示第567号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
丸合西伯店・ドラッグストアウェルネス西伯店
西伯郡南部町阿賀226-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
大和情報サービス株式会社 代表取締役 福島 長男 東京都台東区上野七丁目14-4
変更後 株式会社丸合 代表取締役社長 梅林 哲朗 米子市東福原六丁目12-40
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸 東京都台東区上野七丁目14-4
- 4 変更年月日
平成24年 4 月 2 日
- 5 変更する理由
設置者の代表者の交代による変更
- 6 届出年月日
平成24年 7 月13日
- 7 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 8 縦覧に供する期間
平成24年 8 月 7 日から 4 月間
- 9 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所県民局
西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町企画政策課
- 10 意見書の提出
南部町の区域内に居住する者、南部町において事業活動を行う者、南部町の区域をその地区とする商工会その他の南部町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、8の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第568号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中海干拓農地の貸付料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
- 2 委託期間
平成24年 8 月 1 日から平成25年 3 月31日まで

鳥取県告示第569号

平成24年鳥取県告示第309号（国土調査法による事業計画の決定について）により告示した平成24年度における地籍調査に関する事業計画の一部を次のとおり変更したので、告示する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
八頭町	変更前	八頭郡八頭町篠波、西谷、佐崎、柿原、別府及び明辺の各一部	平成24年 4 月16日から 平成25年 3 月31日まで
	変更後	八頭郡八頭町篠波、西谷、佐崎、柿原、別府、明辺、下津黒、市場及び志子部の各一部	〃

鳥取県告示第570号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年 9 月30日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年 7 月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人カナリヤホーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
松田 豊文
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市国府町新通り二丁目293
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、利用される障害のある方に対して、その人の思いを尊重しながら農業や手工芸、内職などの生

産活動を通じて、自立及び社会参加の支援に関する事業を行い、すべての人権が尊重され、偏見や差別のない豊かな社会の実現を目指し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう援助し、就労の機会を提供すると共に、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を適切かつ効果的に支援する。これをもって、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第571号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人あいぼりい	西伯郡伯耆町溝口194-4	ケアハウスあいぼりい	西伯郡伯耆町福岡2100-1	共同生活介護、共同生活援助	平成24年 8 月 1 日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
オグラ建設株式会社 代表取締役 小 椋 知章	東伯郡北栄町江北38	東伯郡北栄町国坂字西 汐川前2839-1 外 4 筆 (4,715平方メートル)	砂 (3,249立方メートル)	平成24年 7 月 17日から同年 9 月30日まで	平成24年 7 月 17日
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町由良宿2031	東伯郡北栄町松神字天 神 白 394 - 1 外 11 筆 (8,452平方メートル)	砂 (20,169立方メートル)	平成24年 7 月 20日から平成 25年 7 月19日まで	平成24年 7 月 20日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年 8 月 7 日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成24年 9 月 6 日 午前10時から午後 3時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部 1 階第 2 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署 の管内に居住する者
経験者講習		平成24年 9 月 25 日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署 の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4 時間30分

イ 経験者講習 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年8月7日

鳥取県公安委員会委員長 宇 野 松 人

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年9月9日 午前9時から午前 11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成24年9月9日 午後1時から午後 3時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成24年9月11日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成24年9月24日 午前8時30分から 午前11時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成24年9月24日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年9月4日 午前9時から午後 1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル 銃等射撃	大口徑ライフル 銃等に適合する 実包	5人

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。